



2022年 1 月 28 日

各位

会 社 名 株式会社北の達人コーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 勝寿  
コード番号：2930 東証第一部 札証  
問 合 せ 先 取締役管理部長 工藤 貴史  
電 話 番 号 050-2018-7864（部署直通）

## 訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社はぐくみプラス（以下、「はぐくみプラス社」）に対し提起しておりました訴訟の控訴審につきまして、知的財産高等裁判所による判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 判決のあった裁判所及び年月日  
裁判所：知的財産高等裁判所  
判決日：2022年 1 月 27 日

2. 控訴の経緯

2021年 2 月 9 日付「訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社がはぐくみプラス社を相手方として提起した訴訟（以下、「原審」）において一部勝訴し、東京地方裁判所は、はぐくみプラス社に対し、損害賠償金として金18,357,803円及びこれに対する遅延損害金の支払い等を命じる旨の判決を言渡しました。

当社は、原審において一部勝訴とはなりましたが、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議・検討した結果、信用毀損行為の認定・判断、はぐくみプラス社商品の売上高、控除すべき経費及び推定覆滅事由の認定・判断について不服であるとし、2021年 2 月 24 日付「控訴の提起に関するお知らせ」に記載のとおり、控訴を提起いたしました。

3. 判決の内容（概要）

知的財産高等裁判所は、当社の主張する、はぐくみプラス社による当社への信用毀損行為の事実があったことを認定するとともに、原審での控除すべき経費及び推定覆滅事由の認定・判断を変更し、原審の判断から損害賠償額を金50,543,050円増額し、はぐくみプラス社に対し合計金68,900,853円及びこれに対する遅延損害金を当社に支払うよう命じました。

4. 今後の見通し

この度の判決では、当社の主張する控訴審の各争点について、いずれも理由があると認定されました。当社といたしましては、商品の品質を誤認させるような表示や品質毀損行為等の不正競争行為が散見される通信販売業界において、損害賠償金の支払い命令という法的判断をいただけたことは大変意義のあることであると考えております。当社は、今後も真摯に業界の健全化及び消費者保護に取り組んでいく所存です。

なお、これらの訴訟に伴い当社の連結業績に重要な影響を与える事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上